

一般競争入札（条件付）調査委員会運営要領

（趣旨）

第1条 この要領は、一般競争入札（条件付）入札調査委員会設置要綱第10条の規定により、入札調査委員会の運営に関し、必要な事項を定める。

（所掌区分）

第2条 入札調査委員会の所掌は、別表のとおりとする。

（岡山県入札調査委員会への上申）

第3条 岡山県入札調査委員会が所掌するもので、本庁が執行する契約以外のものについては、当該契約を執行する県民局、県民局出先事務所又は出先事務所（以下「出先機関」という。）の入札調査委員会の調査審議を経て、当該出先機関の長が、岡山県入札調査委員会に上申するものとする。

2 県民局出先事務所の長が前項の上申を行う際は、当該県民局出先事務所を所管する県民局長を経由して行うものとする。

（総務部会及び建築部会）

第4条 岡山県入札調査委員会に、総務部会及び建築部会を置く。

2 総務部会は、総務部財産活用課の所管に属する事務のうち、岡山県入札調査委員会が定める額未満の請負契約に関するものを所掌する。

3 建築部会は、土木部建築指導課、建築営繕課及び住宅課の所管に属する事務並びに本庁で発注する建築営繕に係る工事（総務部会が所掌するものを除く。）のうち、岡山県入札調査委員会が定める額未満の請負契約に関するものを所掌する。

（農林水産事業部会及び建設部会）

第5条 県民局入札調査委員会に、農林水産事業部会及び建設部会を置く。

2 農林水産事業部会は、農林水産事業部が所管する事業で、県民局入札調査委員会が定める額未満の請負契約に関するものを所掌する。

3 建設部会は、建設部が所管する事業で、県民局入札調査委員会が定める額未満の請負契約に関するものを所掌する。

（部会の組織等）

第6条 前2条に規定するもののほか、部会の組織等は、当該部会の属する入札調査委員会が定める。

（案の調整）

第7条 入札調査委員会において調査審議を行う事項の案の調整は、当該入札調査委員会の庶務を処理する課が行うものとする。ただし、岡山県入札調査委員会が調査審議する農林水産部の所管する工事に係る事項の案の調整は、農林水産部農政企画課が行うものとする。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	所 掌
岡山県入札調査委員会	他の入札調査委員会の所掌するもの以外のもの
県民局入札調査委員会	1件3億円未満のもの
県民局出先事務所入札調査委員会	1件1億円未満のもの
出先事務所入札調査委員会	

総務部会所掌事務及び組織等

1 所掌事務

総務部財産活用課の所管に属する1件3億円未満の請負契約に関するものを所掌する。

2 組織

部会の委員長は総務部次長を、委員は総務学事課長、財産活用課長及び財産活用課総括参事（県庁舎耐震化班長）をもって充てる。

3 職務等

委員長及び委員の職務等については、一般競争入札（条件付）調査委員会設置要綱を準用する。

建築部会所掌事務及び組織等

1 所掌事務

土木部建築指導課、建築営繕課及び住宅課の所管に属する1件3億円未満の請負契約に関するもの並びに本庁で発注する建築営繕に係る1件3億円未満の請負契約（総務部会が所掌するものを除く。）を所掌する。

2 組織

部会の委員長は土木部都市局長を、委員は土木部技術総括監、監理課長、技術管理課長、建築営繕課長、住宅課長、土木部参事（検査担当）（建築営繕課兼務に限る。）、建築営繕課参事（技術担当）、建築営繕課副課長及び住宅課副課長をもって充てる。

3 職務等

委員長及び委員の職務等については、一般競争入札（条件付）調査委員会設置要綱を準用する。